

台風第15号及び台風第19号で被害を受けた方へ

火災や台風で被害を受けた方は、「罹災証明書」を区役所等の担当窓口へ提出することなどにより、次のような救済・支援制度等を受けることができます。詳しくは担当窓口へお問合せください。

◇中消防署で手続きするもの

火災や台風の被害にあった際に、救済・支援制度等を受けるには「罹災証明」が必要です。申請書は消防署にありますので、申請の際は事前に消防署へお問い合わせください。（発行は無料です。）

| 項目 | 担当課 | 電話番号 | 対象 | 内容 | 手続き |
|-------|-------|----------|---|-------------------------|---|
| 罹災証明書 | 中消防署※ | 251-0119 | 罹災証明書は、火災や自然災害によって生じた被害(家屋の損壊や床上浸水等)に関する証明書です | 災害により受けた被害程度が記入された証明書です | ※提出先ごとに必要な枚数を随時発行できます。申請の際は事前にお問合せください。(土・日・祝日可、即日交付) |

※地震発生時の損壊家屋の被害認定調査は区役所税務課、罹災証明の発行は区役所戸籍課で行います。

◇中区役所で手続きするもの

| 項目 | 担当課 | 電話番号 | 対象 | 内容 | 手続き |
|--------------------------------|---|--|--|-------------------------------------|-------------------|
| 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の減免 | 税務課家屋担当(4階44番) | 224-8206 | 家屋等の損害が1/10以上 | 被害の程度に応じて税額を減免します | 詳しくは担当窓口へお問合せください |
| | 税務課土地担当(4階46番) | 224-8203 | 地すべり・がけ崩れ等により損害を受けた方 農地で年間収穫高が2/10以上減少した方 | | |
| 市県民税の減免 | 税務課市民税担当(4階43番) | 224-8191 | 住宅又は家財の滅失・き損が3/10以上 但し保険金等で補填された額を除く | | |
| 市税の徴収猶予 | 税務課収納担当(4階42番) | 224-8230 | 一時に納付・納入することが困難な方 | 市税の徴収を猶予される場合があります | |
| 国民健康保険、介護保険の保険料の減免 | 保険年金課保険係(2階25番) | 224-8315 | 風水害、火災、震災等により、家屋等の資産が20%以上の被害を受けた方 | 被害の程度に応じて保険料を減免します | |
| 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度の保険料の徴収猶予 | 保険年金課保険係(2階26番) | 224-8313 | 風水害、火災、震災等の被害を受ける等して、一時に納付することができない方 | 保険料の徴収を猶予される場合があります | |
| 国民健康保険の一部負担金の減免 | 保険年金課保険係給付担当(2階24番) | 224-8317 | 半壊半焼以上 | 一定期間、入院費用の一部負担金(支払前に限る)が免除されます | |
| 後期高齢者医療制度の一部負担金の減免 | | | 家屋等の損害額がその価値の3/10以上で、かつ収入が一定以下の世帯 | 一定期間、医療費の一部負担金が減免されます | |
| 介護保険の利用者負担額の減免 | | | 半壊半焼以上 | 一定期間、介護保険の利用者負担額が免除されます | |
| 国民年金保険料の免除 | 保険年金課国民年金係(2階27番) | 224-8311 | 財産価格のおおむね1/2以上の損害 | 災害により住宅、家財、その他の財産に損害を受けた時に保険料を免除します | |
| 障害福祉サービスの利用者負担額を一定期間免除 | 【精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方又は18歳以上の方】 高齢・障害支援課障害者支援担当(5階51・53番) 【18歳未満の方】 こども家庭支援課こども家庭係(5階54番) | 224-8165 (高齢・障害支援課) 224-8171 (こども家庭支援課) | 半焼・半壊以上の損害を受けた世帯に属する支給決定障害者等 | 利用者負担額が一定期間減免される場合があります | |

| | | | | |
|-----------------------|-------------------------------|----------|--------------------------|------------------|
| 保育所保育料の減免 | こども家庭支援課 保育担当 (5階54番) | 224-8172 | 半焼・半壊以上、床上浸水 | 保育料を一定期間、免除します |
| 母子、父子寡婦福祉資金貸付事業(住宅資金) | こども家庭支援課 こども家庭係 (5階54番) | 224-8171 | 災害で住居、家屋を失った母子 父子寡婦世帯 | 融資を受けられる場合があります |
| 消毒の支援 | 生活衛生課 環境衛生係 (別館4階412番) | 224-8339 | 床上・床下浸水した世帯 | 消毒方法等のご相談をお受けします |

◇その他官公庁で取り扱うもの

| 項目 | 担当課 | 電話番号 | 対象 | 内容 | 手続き |
|---------------------|-----------------|----------|----------|--|-------------------------------------|
| 一般廃棄物処理手数料の減免 | 資源循環局 中事務所 | 621-6952 | 火災・自然災害等 | 火災等により生じた廃棄物を被災者自ら施設に搬入する場合、廃棄物処理手数料のみを減免します | 罹災証明書を取得したうえで、事前に各区の収集事務所までご相談ください。 |
| 市営住宅の一時使用 | 建築局 市営住宅課 | 671-2923 | | 住宅を失った方(半壊以上)については、緊急に市営住宅の一時使用を許可することができます 一時使用を許可する期間は、3か月以内とし、その期間中の住宅使用料は免除するものとします | 罹災証明書・住民票が必要です。詳しくは担当窓口へお問合せください。 |
| 水道料金の減免 | 水道局お客さまサービスセンター | 847-6262 | | 水道料金の一部が減免される場合があります (9月3日の大雨、台風15号、19号及び21号の影響で被害があった世帯や事業所等を対象として、従来の要件を変更し水道料金等の特別減免措置を行います) | 詳しくは担当窓口へお問合せください |
| 中小企業の経営に関する相談 | 経済局金融課 | 671-2592 | | 中小企業の経営、融資などの各種相談をお受けします | |
| 雑損控除 | 中税務署 | 651-1321 | | 所得税の全部または一部を軽減することができます | |
| 県税の軽減(個人事業税・不動産取得税) | 横浜県税事務所 | 651-1471 | | 全部または一部を軽減することができます | |
| 自動車税の軽減 | 自動車税管理事務所 | 716-2111 | | | |

◇その他(見舞金等)

| 項目 | 担当課 | 電話番号 | 対象 | 内容 | 手続き |
|--------------------------------|------------------------------------|----------|---|---|---|
| 災害見舞金 | 中区役所別館4階 福祉保健課 中区 社会福祉協議会 | 224-8152 | 火災・自然災害等 | 全焼・全壊、半焼・半壊等、一定の被害を受けた方には、見舞金等をお渡しします | 詳しくは担当窓口へお問合せください |
| 生活福祉資金貸付 | 中区 社会福祉協議会 | 681-6664 | 低所得世帯(収入基準あり) | 災害で住居、家財、生活用品を失った場合に資金貸付を行います (貸付には審査があります) | 罹災から6か月以内に、罹災証明書・必要経費の見積書を添付し提出してください。(収入基準や申込方法については事前に担当窓口におたずねください。) |
| 令和元年台風第15号又は台風第19号に係る被災者生活再建支援 | 中区役所別館4階 福祉保健課 | 224-8152 | 令和元年台風第15号又は台風第19号により ・住宅が全壊した世帯 ・住宅が半壊し、住宅をやむを得ず解体した世帯 ・住宅の敷地に被害が生じ、住宅をやむを得ず解体した世帯 ・住宅が大規模半壊した世帯 | 対象となる被災世帯に対し、住宅の被害程度に応じて支給する基礎支援金と、住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金の2つの支援金が支給されます。 | ・被災者生活再建支援金支給申請書 ・罹災証明書(「全壊」「半壊」「大規模半壊」の被害区分があるもの) ・住民票 ・通帳のコピー ・滅失登記簿謄本等 が必要です 詳しくは担当窓口へお問合せください |

★その他、被災者支援に関する各種制度があります。詳しくは横浜市 被災者支援に関する各種制度の概要
(アドレス:<http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/kikikanri/sienseido/>) をご確認ください。